

# 目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画素案 に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1 パブリックコメントの概要について

現行の目黒区男女平等・共同参画推進計画の改定に当たり、改定計画素案について、令和3年11月14日から令和3年12月15日までご意見を募集しました。これは、「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

この資料では、お寄せいただいたご意見と、それに対する検討結果を取りまとめています。なお、長文にわたるものや具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約又は分割している場合があります。

2 募集期間 令和3年11月14日から令和3年12月15日まで

3 周知方法  
 ア めぐる区報（11月15日号）  
 イ インターネット  
 目黒区ホームページ、ツイッター、LINE  
 ウ 配布・閲覧  
 目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・4階人権政策課、地区サービス事務所（東部地区を除く。）、住区センター、目黒駅行政サービス窓口、区立図書館、中目黒スクエア8階男女平等・共同参画センター

4 意見提出者数 21人（団体を含む。）  
 【内訳】 個人：12人 団体：4団体 議会：5

5 意見総数と区分別意見数 意見総数：92件

区分	メール	FAX	書面	計
個人	24	0	0	24
団体	8	0	14	22
議会	43	0	3	46
計	75	0	17	92

## 6 対応区分別件数・割合

対応区分	内容	件数	割合
1	ご意見の趣旨を踏まえて改定計画案に反映します。	15	16.3%
2	ご意見の趣旨は改定計画素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	12	13.0%
3	ご意見の趣旨は改定計画案では取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	48	52.2%
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	11	12.0%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2	2.2%
6	その他	4	4.3%
	計	92	100%

## 意見内容及び検討結果一覧

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
1	1	個人	メール	SDGsに言いたいです。変わらないことはわかっています。少子高齢化問題、貧困格差問題 > SDGs 優先順位が違ってきます。	人権政策課	3	SDGsの理念は、本計画の全体にわたって関わるものであるため、素案ではその関連性について記載しています。少子高齢化問題や貧困格差問題も本計画に関連する問題ですので、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重という視点で事業を実施していきます。
2	1	個人	メール	本素案のタイトルから「男女」をとり、「区民の共同参画と性の多様性を尊重する計画」としてはどうでしょうか？何時までも 男女間の差異を意識したタイトルよりも、性の多様性を付したことにより、自明になると思います。	人権政策課	5	本計画は、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に基づき、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を総合的かつ計画的に推進するための計画と位置付けています。そのため、あらゆる問題を男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重という観点で捉え、課題解決に向けて取り組むという性質を持つことから、現在の計画名称としています。
2	2	個人	メール	女性の視点の防災対策を盛り込んだ点、あらゆる暴力の防止の明記は評価します。区民個人の協力をどう引き出すかは工夫と例示は必要と考えます。	人権政策課、防災課	3	計画事業を推進するに当たり、ご意見の趣旨を踏まえて取り組みます。
3	1	個人	メール	今まで長い間取り組んできたにもかかわらず良い結果が出ていないのは、計画が効果的ではないということではないでしょうか。結果の伴わない計画を羅列し、単に推進するだけでは男女平等は実現しません。抜本的改革と法改正を通じて強制的に男女平等の義務化を求めます。他国の事例でも効果的なパリティやクォータ制を実施し、真剣に本気で変える覚悟を国際社会に示す時です。	人権政策課	3	法律の改正については国の動向を注視していきますが、ご意見の趣旨を踏まえて、あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進に関する計画事業を実施する際の方法等を工夫します。
3	2	個人	メール	区の女性管理職の割合が20%を超えたとはいえ、ほぼ横ばい状態です。「政府の2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指す」は、実に曖昧で緩い取り組みであり、国際社会の動向から外れています。是非50%を満たす行動をとってください。	人権政策課、人事課	3	本区では、現行の目黒区女性職員活躍推進計画において、女性管理職を20%にすることを目標として取組を進めてきました。令和4年7月を目前に、次期計画を策定する予定であり、目標値の引上げなど、更なる取組を検討しています。
3	3	個人	メール	女性が家事・育児・介護を担う割合が全く改善していません。「夫の仕事が忙しいから」「夫の家事スキルが低いから」「夫の育った家庭環境や夫の親の考え方の影響」等、暗黙の了解や世の中の常識にとられて女性が家事を担うことが当たり前になっていることが問題です。家庭内の仕事を男女同等に担い意識転換するとともに、男女共にテレワークの促進、時間外労働の禁止、産休・育児休暇の取得を義務化する法改正が必要です。男性が働くことを優先する必要がないように賃金格差をなくすことも重要な課題です。	人権政策課	3	家事・育児・介護の最適な分担の在り方は家庭により異なりますが、固定的な性別役割分担意識によって家庭内の男女平等・共同参画が妨げられることがないよう意識改革や啓発に取り組み、個人のワーク・ライフ・バランスを推進します。
3	4	個人	メール	課題3-4の事業番号92「妊娠、出産期の女性に対する健康支援」について「健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、育児教室や健康診査、訪問指導などの事業を実施します。」とありますが、妊娠から出産、育児に関しては、母親だけの責任ではなく、父親も同様に責任を持ち主体的に関わっていくべきなので「母子」という表現は不的確であり、男女平等の観点から違和感を覚えます。「母子健康手帳」を「親子健康手帳」に変えるべきです。	保健予防課、碑文谷保健センター	4	国（厚生労働省）では、母子健康手帳の内容等を概ね10年に1回見直ししており、今後の見直しの参考とするため、今年度の8月から当事者・自治体・民間団体・有識者から意見を聴く会を開催しています。この会では、紙媒体である母子健康手帳をどのように運用していくか。また、父親や家族、地域の関わりが子育てにおいて重要な中、母子健康手帳の名称や手帳の在り方について意見を聞いており、区としては今後の検討状況を注視し、国の方針に合わせて対応していきたいと考えています。
3	5	個人	メール	あらゆる差別やハラスメントをなくすためには、法改正を行い、罰則をもって厳しく取り締まる以外方法ははありません。	人権政策課	6	差別やハラスメントに関する法整備については、国の動向を注視していきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	担当所管	対応区分	検討結果(対応等)
3	6	個人	メール	課題3-1の事業番号71「あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組」について テレビ番組の構成に男女の偏りが見られます。男性がメインで女性(特に若い女性)がアシスタント的に扱われている構成が目立ちます。男性が上位で女性は常に下位に置かれる状況を厳しく批判し、このような固定概念を植え付ける差別的で時代遅れな偏向概念をメディアから一掃すべきです。	人権政策課	3	本計画では、区民がメディアからの情報を適切に読み解けるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組を通じて、固定的な性別役割分担意識の改革などを進めていきます。
3	7	個人	メール	リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、健康支援に止まらず、女性の性に関する権利を尊重することであり、妊娠は女性本人の選択によるものでなければならないということが重要な点です。つまり妊娠を望むか望まないか子どもを産むか産まないかを決めるのは女性の権利であり、他から強制されたり強要されるものではないということをごここに明記してください。	人権政策課	3	「生涯を通じた包括的な健康支援」を課題3-4として記載しており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を取り入れて取組を推進することとしています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツには、全てのカップルと個人が自分達の子どもの数や出産時期などを自由に決定できる権利が含まれており、その趣旨を踏まえて、啓発や相談などの事業を実施していきます。
3	8	個人	メール	未だ男女平等が実現していない現状では、性の多様性が尊重されているとは言えません。区の取組の周知度は低く、改善されるどころか悪化しています。男女平等は今や最重要課題です。イメージアップを図るべく区の主導のもとに大々的な「男女平等キャンペーン」を実施し、あらゆる分野で早々に平等を実現することが急務です。	人権政策課	3	区の取組の周知は、区報、HP、公式SNS等を活用して行っておりますが、周知度が低い点が課題であることはご指摘のとおりです。今後も、事業を実施する中で、周知度の向上に努めます。また、イメージアップの方法についても、効果的な方法を追求し、取り組めます。
4	1	議会	メール	タイトルが長すぎて、読む気を損ないます。条例に基づいて定める、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画であることを示す計画としたという意図は理解できますが、同じく多様性を尊重するということを採り入れている近隣区の計画では、「渋谷区男女平等・多様性社会推進行動計画」や「マイセルフ品川プラン(男女共同参画のための品川区行動計画第5次)」など、より短く、親しみやすいネーミングになっています。 計画書の中身には多様な観点を盛り込むべきですが、タイトルまで長くするのは悪い影響が大きいので、再考をお願いしたいです。	人権政策課	4	計画の名称については、本計画の趣旨を踏まえて、盛り込まれている内容がより分かりやすい名称を検討し、男女平等・共同参画審議会での議論も経て提案しているものです。ご意見のとおり、短さや親しみやすさといった観点も計画の名称を検討する上での検討要素になりますので、その他の要素やご意見も踏まえて更に検討します。
4	2	議会	メール	体系図では「重点項目」と書かれているものが、課題別の指標の一覧では「重点課題」とされています。混乱のもととなるので、統一されてはいかがでしょうか。	人権政策課	1	体系図では、各項目を体系立てて全体を示しているため、「重点項目」と表記しておりましたが、ご意見を踏まえて、該当箇所の表記を「重点課題」に統一します。
4	3	議会	メール	重点項目が大項目1つにつき1つだけと決める必要はないと思います(大項目ごとに中項目の数に差があることもあります)。特に大項目3の中項目5、「性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援」については、区議会での陳情採択や、本計画の名称に採用されるなどのことを鑑み、重点項目として取り組むべきです。	人権政策課	3	重点課題は、男女平等・共同参画審議会の答申を踏まえて選定していますが、本計画に掲げる課題は、いずれも男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けて取り組むべき重要な課題と位置付けています。「性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援」については、今回の改定計画素案において新たに課題(中項目)として定めており、次期計画における重要な課題の一つとして各種施策に取り組めます。
4	4	議会	メール	小項目や事業数に比べて指標が少なく、おおざっぱな取り組みとにならないか懸念します。指標の進行管理が過度に負担にならないよう留意は必要ですが、せめて小項目ごとに目標値として設定できるものがないか検討するなり、あるいは小項目の1、2、3すべてを包含するようなより大きな指標がないか検討すべきだと思います。	人権政策課	3	本計画の進行管理は、毎年度、男女平等・共同参画審議会が実施する事業評価と改善等に関する提言を受け、取組内容を見直して行っています。同審議会は、計画の初年度に評価方法及び指標について検討したうえで、課題(中項目)別の事業評価を実施しています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
4	5	議会	メール	第2章「事業の一覧」について この一覧表では、施策の方向（小項目）が番号のみに省略されていて、確認の度に体系図のページに戻らなければどのような内容だったかわかりません。せっかく大項目、中項目、小項目と体系立てているのに残念です。表の中に文字も入れられないでしょうか。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて、事業の一覧のレイアウトを修正します。
4	6	議会	メール	課題1-1の事業番号1「審議会などへの女性の積極的登用」について 区がやる気になればすぐにでもできることであると存じます。しかしながら平成28年度以降ほぼ横ばいで推移しており、しかも事業概要に書かれた内容は現行計画と全く一緒です。 この事業概要の内容で取り組んだ結果、全く対応が進まなかった6年間でしたので、50%以上という目標に向け、さらに踏み込んだ対策を行うべきではないでしょうか。	人権政策課、 政策企画課	3	ご意見をいただいた内容については、それぞれの審議会等の委員構成や関係団体の状況などを踏まえて、計画事業を実施する中で方法等を見直し、女性委員50%の目標に向けて取り組んでいきます。
4	7	議会	メール	課題別の指標について、第1章に現状値と目標値をまとめて記載していますが、第2章にある個々の課題のページにはその記載がなく、確認の度に「課題別の指標」に戻らなくてはなりません。個々の課題に現状値及び目標値を記載すべきではないでしょうか。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて、個々の課題のページにも指標を再掲します。
4	8	議会	メール	棒グラフなどは、白黒で印刷した際に項目ごとの色分けが分かるよう表記された方がよいと思います。	人権政策課	1	白黒以外のカラーを取り入れて見やすさに配慮します。
4	9	議会	メール	課題1-2の事業番号9「働く男女が参加しやすい講座等の開催」について 「各種講座の開催に当たっては、参加しやすい曜日や時間帯の開催に配慮します。」とありますが、働いていない時間であったとしても子育てや家事など多忙なことを踏まえ、「インターネット上でのオンデマンド配信等、開催方法を工夫する等、」という旨追記すべきです。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて記載を修正します。
4	10	議会	メール	目標2「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」について 中項目2、3、4に相当する指標として、【共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合】を15%以下にしています。しかし、主に妻が行っている家庭が25.8%のままだったとしても、「主に夫が行っている」という項目を同じくらいまで高められれば実質的に家事の分担ができていますから、指標にするべきなのはP35の調査の選択肢における①を減らせたかということよりも、③、④、⑤を増やせたかどうかではないでしょうか。	人権政策課	3	家庭における最適な家事分担は各家庭により異なりますが、現状では主に妻が行っている家庭が多く、女性の就労を妨げる要因の一つになっているという認識の下、妻の家事分担に関する数値を指標としています。同様に、夫婦のいずれかを問わず、家事分担が夫婦の一方に偏る状況は、その人の就労を妨げる要因になる恐れがあり、好ましくないと考えています。
4	11	議会	メール	性的少数者はLGBTに限りませんから、文中のLGBTの後に「等」をつけるべきではないでしょうか。	人権政策課	2	本計画では、「LGBT」をレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーのみではなく、性的少数者の総称として使用している旨を説明しています（第1章6）。
4	12	議会	メール	同性パートナーシップ制度について「検討していく」旨言及されていますが、事業化はされておらず、本気度が伺えません（事業99に包含されるということであれば、事業概要の中に「同性パートナーシップの導入検討を含め」と明記すべきです）。区議会での陳情採択を尊重し、事業の一つとして取り組むよう、強く要望します。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。同時に、同制度については、区民にも様々な意見があることから、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであるとも認識しています。そのため、区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
4	13	議会	メール	課題4-1の事業番号109「調査研究、情報収集及び資料室の充実」について「資料室を通じて情報提供を行います。」とありますが、わざわざ男女平等・共同参画の資料を探するために現在の資料室を訪問して閲覧する方がどれだけいるでしょうか。むしろ今求められているのは、図書館と連携し、より区民がアクセスしやすい図書館に男女平等・共同参画に関する良質な資料を揃え、提供することではないでしょうか。「資料室を通じて」という一節をあえて明記せず、また、担当に図書館を入れるべきと思います。	人権政策課	4	男女平等・共同参画センターにおける情報の収集は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に定められた拠点施設の機能として取り組んでいます。ご意見のとおり、図書館との連携やアクセスのしやすさは重要な課題ですので、今後の男女平等・共同参画センターの在り方を検討していく中で、取り組みます。
4	14	議会	メール	区民意識調査は、設問ごとに無回答の方の人数が変わるため、回答者の人数も異なってくるのではないのでしょうか。グラフの端に「N=〇〇」と回答者数を記載すべきだと思います。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて数値を追記します。
5	1	個人	メール	多様性の尊重については異論はないのですが、LGBTのT(トランスジェンダー)については慎重に考えていただきたいです。Tはアメリカで様々な問題が発生しています。女子トイレや女風呂に身体が男のTが入って云々という事件が多々あります。Tについては言葉の定義から慎重に議論を行っていただければと。	人権政策課	6	本計画では、多様な性の在り方に起因して生じる困難等の問題について、性の多様性についての理解促進や具体的な支援を通じて条例で定める社会を実現することを目指しています。トランスジェンダーであるかのように行動し、他人を欺く行為は、性の多様性を尊重することとは異なる問題であり、様々な場面における運営管理や警察による対応がされるべきことと考えています。
6	1	議会	メール	男女平等・共同参画の推進を図る上で、「選択的夫婦別姓制度」についても課題であると考えます。本計画には、記載する必要はないか。	人権政策課	6	いわゆる選択的夫婦別姓制度については、広く国レベルで議論されるべき課題であると考えています。今後も国における議論を注視していきます。
6	2	議会	メール	課題1-5の事業番号29「防災会議における女性構成委員の充実」について前文にLGBTの記載がある以上、女性だけではなくLGBT当事者の方にも構成員として、検討すべきではないか。	人権政策課、 危機管理課	3	防災施策にLGBTへの配慮が必要である点は認識しており、計画事業を実施する中で、趣旨を踏まえて取り組んでいきます。事業番号29については、防災施策に反映される女性の視点が少ないという現状認識の下、女性の関与を増やして視点の幅を広げ、LGBTを含む配慮が必要な方への対応力を向上させる取組として位置付けています。 なお、防災会議については、災害対策基本法及び目黒区防災会議条例において委員の構成が決められており、警察、消防、自衛隊その他の防災関係機関等から推薦された方々に委嘱しています。委員の推薦に当たっては、可能な範囲で女性の推薦を求めるなど、多様な委員構成となるよう努めていきます。
6	3	議会	メール	課題2-3「子育て支援の充実」について 施策の方向(小項目)「①切れ目のない保育サービスの充実」とあるが、「保育サービス」だと保育所などの保育事業(事業番号42～44)しか連想できない。事業番号45～47も入っているのだから「子育て支援」の方がよいのではないか。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて、施策の方向(小項目)の項目名を修正します。なお、この「施策の方向」については、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて多様な保育ニーズに対応することを趣旨としており、該当する計画事業は保育・育児サービスに関するものとしていますので、項目名には、「子育てサービス」という表記を使用します。
6	4	議会	メール	課題2-3の事業番号53「子育て世代包括支援センター事業の実施」について 新規事業であるが、子育て世代包括支援センターが地域の子育て支援を担う拠点であることから施策の方向(小項目)「③地域ぐるみの子育て支援」に入っていると推察するが、妊娠期から切れ目ない子育て支援を担う機能を鑑みれば、「①切れ目のない保育サービスの充実」に入れる方が適切ではないか。	人権政策課、 碑文谷保健センター	3	事業番号53については、子育て世代包括支援センターにおける関係機関との連携という機能に着目して計画事業としたため、施策の方向(小項目)③に位置付けています。妊娠期から子育て期にわたる支援については、同センターの基本的な機能として取り組みます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
6	5	議会	メール	課題2-4の事業番号60「居住支援事業」について 令和4年度より「居住支援協議会」が本格稼働する予定と聞いている。本計画期間は、令和4年度から令和8年度なのだから、担当所管に「福祉総合課」も入れた方がよいのではないか。	人権政策課、福祉総合課	1	ご意見を踏まえて、担当に福祉総合課を追加します。
7	1	議会	紙	課題1-5「防災における男女平等・共同参画の推進」について 2段落目の下から2行の記述、「男性に対して女性やLGBTが災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応」を、例えば、「性の多様性にも十分配慮し、個人が災害から受ける影響の違いなどを踏まえて被災者に寄り添った災害対応」というような書き方にし、性別を限定しないような文章の工夫を求め。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて表現を修正します。なお、本項目は、目標1「あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」を達成するための課題の一つに位置付けており、これまで男性に比べて少なかった女性の視点をより防災施策に反映させることを主な施策の方向としています。そのため、性別についても一定程度意識をして取り組む必要があると考えています。
7	2	議会	紙	説明文に「性的指向や性自認が典型的でない人」との記載があるが、典型的という言葉自体が筆者（発行者）のステレオタイプとも捉えかねられない。その部分を削除し、例えば「したがって、個人がありのままの自分で生きていけるようになるためには」などとしてはいかがか。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて表現を修正します。なお、当該部分は、目標（大項目）3のうち、課題（中項目）3-5について記載している箇所ですので、どのような人を念頭に置いているかについては、ある程度具体的に記載する必要があると考えています。
7	3	議会	紙	「同性パートナーシップ」という部分について、先日、東京都は、同性パートナーシップ制度を来年度内に導入する考えを示した。まだ詳細はこれからになるところだが、23区内でも渋谷区、世田谷区をはじめ、江戸川区、文京区、港区などでも同性パートナーシップ制度を導入している。こうした動きは全国で加速しているが、東京都が導入するとなると、それぞれの区の制度の内容との比較、検証も必要になってくる。 目黒区としては、制度について今後の東京都の動きを注視していく必要があるため、本計画からは「同性パートナーシップ制度」という文言を削除し、まずは区内においてLGBTに関して丁寧な理解啓発に努め、性の多様性の理解促進と具体的な解消を目指していくことに重きを置いた記述とすべきである。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。そこで、区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ、検討を進めていくべきであると認識しています。このため、本計画では、ご意見にもあるようにLGBTに関する丁寧な理解啓発と性の多様性についての理解促進に努めつつ、性の在り方に起因する困難等の解消のため、同制度にも言及して検討していきます。
8	1	個人	メール	課題3-1「性差に関する意識の改革と理解促進」について メディア・リテラシーについての正しい表現や情報発信の「正しい」というのが気になります。何を以てなのか、それは主観や特定の思い込みや思想ではないかと思えます。違法な表現とは違いますので。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて表現を修正します。
8	2	個人	メール	課題4-3「区民、事業者等との連携」について 「そして、それぞれが主体的に行動することに加えて、暮らしに最も身近な行政機関である区が、区民や事業者等と連携して取組を行うことで、その効果は最も高まると考えられます。」とありますが、区民、事業者等との協働をさせるのは違和感がある。	人権政策課	5	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例で定める社会を実現するためには、行政のみではなく、事業者や区民の皆様と目標を共有し、ご協力をいただきながら推進していく必要があると考えています。そのため、同条例の定めに基づき、協働して社会づくりを推進することとしています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
9	1	個人	メール	「介護」の項目において、介護者の視点からの男女不均衡への指摘は理解しましたが、「介護される側」にはLGBTQが一定数存在し、「異性愛者・自分の体の性に違和感のない者」とは違った介護のアプローチが時には必要、という視点が欠けているのではないのでしょうか。例えば「自分が女性の体であることに強い違和感・拒否感を感じている」要介護者が抱く、「介護者に体を見られる事への抵抗感」は、性自認に違和感を感じていない要介護者が抱くそれとは、桁違いに大きいと予想できます。そういった当事者にとってはとても大きな問題にも少しずつ取り組んで行っていただけますと、LGBTQの方々が最期の時まで自尊心を不当に損なわれることなく人生を終えられる一助になるかと思えます。 介護事業者や学者、LGBTQの当事者などを交えて、そういったことを検討する話し合いの場を設けたり、プロジェクトや組織を立ち上げていただきたいと、切に願います。	人権政策課、 介護保険課	3	本計画における介護の項目については、ワーク・ライフ・バランスの推進という目標の達成に向けて、主に介護者の介護負担を軽減するという観点から課題(中項目)や施策の方向(小項目)を設けています。 ご意見をいただいた内容については、介護サービスを提供する際に必要な配慮の一つであると考えられますので、趣旨を踏まえ、区職員を含めて性の多様性の理解を促進することや、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた事業を実施していきます。
10	1	団体	紙	課題1-1の事業番号1「審議会などへの女性の積極的登用」について 目標数値を50%に設定されたことは、とても良い取り組みと期待しています。	人権政策課	2	ご期待に沿えるよう本計画に基づき取組を進めてまいります。
10	2	団体	紙	課題1-1の事業番号5「女性管理職を増やすための仕組みづくり」について 仕組みづくりは、最も重要な支援と思います。前例にとらわれず、安心して一歩踏み出せる環境整備をお願いします。	人事課	3	本区では、令和4年7月に現行の特定事業主行動計画及び女性職員活躍推進計画の改定を予定しており、当該計画の中で引き続き取組を検討していきます。
10	3	団体	紙	課題1-4「教育及び学習における男女平等・共同参画の推進」の事業番号25～27について 教育の現場では、教職員等による生徒への性暴力事件が次々と発生しています。緊急に具体的な職員研修や生徒への取り組みが必要です。	教育指導課	3	教育の現場での、教職員等による幼児・児童・生徒への性暴力について、目黒区では、毎年全教員に対し、服務事故防止研修として、わいせつ行為、セクシュアルハラスメント行為は、重大な非違行為であること、幼児・児童・生徒の心身を深く傷つけ、学校の信用を失墜させる背信行為であると指導しています。 また、目黒区立学校・園では、文部科学省が作成した教材を活用し、発達段階に応じて、性犯罪の被害者にも、加害者にも、傍観者にもしないための「生命(いのち)の安全教育」の取組を進めているところです。今後は、区独自の手引を作成するなど、一層の充実に努めてまいります。
10	4	団体	紙	課題1-5「防災における男女平等・共同参画の推進」の事業番号29～33について 女性の視点を取り入れた防災施策の強化に関し、会議への女性の参加や備蓄品の充実など新規の取り組みに期待します。同時に、防災女性リーダー育成のみならず、地域女性リーダーを増やすには、町会役員、住区スタッフを務めることで減税するなど、経済的インセンティブを設けることも今後必要と考えます。	人権政策課、 防災課	4	女性防災リーダーの育成や地域の女性リーダーを増やす取組について、経済的インセンティブを設けることは困難と考えますが、様々な方法を検討し、女性リーダーの育成に取り組めます。
10	5	団体	紙	課題2-2の事業番号41「家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供」について 男性が家事、育児、介護に積極的に関わるために男性向け講座の設定を望みます。	人権政策課	2	素案では、「男性の家事・育児・介護への参加促進」を課題2-2として取り上げており、各施策の方向やご意見の趣旨に沿って取り組めます。
10	6	団体	紙	課題2-3の事業番号43「緊急一時保育の実施」について 共働き家庭の病児保育が実施されているようですが、一般に周知されていないので、広報活動が必要です。	人権政策課、 保育課	3	病児保育については、自宅でベビーシッターを利用した際の費用を一部助成するという形で支援を行っています。ご意見の趣旨を踏まえ周知に努めます。
10	7	団体	紙	課題2-3の事業番号44「学童保育クラブの充実」について 小学校3年生で終了の学童保育の延長を希望します。	子育て支援課	6	本区では、今年度から学童保育クラブの対象学年を小学校6年生までに拡大しました。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
10	8	団体	紙	課題2-3の施策の方向「②ひとり親家庭に対する支援」について コロナ禍では従来にも増して厚い支援が必要です。	人権政策課、 子育て支援課、 子ども家庭支援センター、 住宅課	3	計画事業を実施する中で、ご意見の趣旨を踏まえて支援に努めていきます。
10	9	団体	紙	課題3-2「配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援」について 被害者の自立支援のみならず、加害者の更生支援も必要です。	人権政策課	4	加害者更生のための指導及び支援については、国における配偶者暴力防止法の見直しの検討状況を注視し、暴力の根絶に向けた事業を実施する中で、実施可能な取組を検討していきます。
10	10	団体	紙	課題3-4の事業番号89「学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進」について 低年齢からの性教育が大切であり、一層の充実を望む。	教育指導課	2	学習指導要領に基づき、小学校では、体育科の保健領域で、思春期にあらわれる体の変化について、体は年齢に伴い変化することや、発育・発達には個人差や性差があることなどを理解する学習を行っています。中学校の保健体育科では、生殖に関わる機能の成熟などについて指導し、小学校から中学校にかけて発達段階に応じた性教育を実施しています。
10	11	団体	紙	課題3-5の事業番号96「性の多様性の理解促進に向けた啓発」について 町会、住区住民会議などの地域住民組織に対し、出前講座を実施し、理解の促進を図る。	人権政策課、 生涯学習課	2	性の多様性の理解促進に向けて、出前講座を含めた各種講座の開催や啓発事業の実施を通じて取組を推進します。
10	12	団体	紙	課題3-5の施策の方向「②性的指向及び性自認に基づく困難等の解消」について 新規事業としてパートナーシップ制度の導入を追加する。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。
10	13	団体	紙	課題3-5の施策の方向「②性的指向及び性自認に基づく困難等の解消」について 新規事業として公共の場における多目的トイレの設置の拡充を追加する。	人権政策課	3	公共の場において、性自認に基づく困難等を抱える方がストレスなく利用できるトイレの在り方を検討するためには、バリアフリートイレの設置だけでなく、様々な配慮が求められると考えています。本計画の事業番号99の中で、必要な支援に包括的に取り組んでいきます。
10	14	団体	紙	課題4-1の事業番号108「男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進」について 周知度を上げるために新しい取り組みが必要です。	人権政策課	2	ご意見のとおり、男女平等・共同参画センターの認知度が低いことは改善すべき課題と捉えていますので、ご意見の趣旨に沿って取り組みます。
11	1	議会	メール	第1章の基本的な考え方の中に、途中幾度か書かれている、個人として尊重されることとともに、社会に潜む無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）や差別に気づきを与えられるような取り組みにも言及し、あらゆる事業にその視点をおき、理解促進の事業を検討すること。	人権政策課	2	ご意見の趣旨は、素案の第1章に掲載した、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例の基本理念に含まれており、区としてもそのような視点や取組の必要性を認識しています。計画事業を進める中で、無意識の思い込み・偏見や差別に気付ける力を身に付けられるような啓発事業等を実施していきます。



整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
11	2	議会	メール	第1章「2 計画改定の趣旨と背景」について この間の社会の動きであるmetoo運動や#with you、フラワーデモ、選択的夫婦別姓への更なる検討の事柄などについて記載すること。また東京都における動きの中に、2022年度から東京都に導入される方針である同性パートナーシップ制度の内容を加えること。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて、「東京都における動き」にパートナーシップ制度についての記載を追加します。#MeToo運動などについては、社会状況を注視しつつ、求められる対応を考えながら施策を推進していきます。
11	3	議会	メール	第1章「7 新型コロナウイルス感染症による影響」について 内閣府男女共同参画局調査室が示す、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書の、1.女性に対する暴力ではDV相談件数が増加していることや子ども、少女たちへの虐待や性被害相談も急増している状況、2.経済においては女性の非正規雇用労働者に失業など大きな影響が起こっていること、3.健康項目では女性の自殺者が男性に比べて増加していること、4.家事、育児、介護のそれぞれの内容を記載すること。	人権政策課	3	ご意見の内容については、新型コロナウイルス感染症による女性の人権への深刻な影響として認識しています。第1章の「7 新型コロナウイルス感染症による取組への影響」では、本計画に基づく取組の柔軟性がより一層求められているという認識を記載しており、ご意見全体の趣旨を問題意識として持ちながら計画事業の実施等に努めます。
11	4	議会	メール	第1章「10 課題別の指標」について 「1-3働く場における男女平等・共同参画の推進」は社会においても抜本的に取り組むべきことと考える。よって目標値は50%まで引き上げること。	人権政策課	3	当該指標については、現状に基づき、男女平等・共同参画審議会での議論も踏まえ次期計画期間内に達成可能な数値を現実的な視点で定めています。現状では、50%は将来的な目標値と捉えています。
11	5	議会	メール	目標2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」について 意識啓発と合わせて男女の賃金格差の是正や長時間労働の是正など国や都と連携した労働環境の改善を目指す取り組みの強化を明記すること。	人権政策課	4	労働環境の改善は、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組の一つであると考えられますが、男女の賃金格差や長時間労働の是正などについては、行政において可能な取組を精査する必要があり、今後の検討課題と捉えています。
11	6	議会	メール	課題2-1「仕事と生活の両立支援」について 特定の部署などに性別の偏りが極力起こらないよう配慮した上で、そもそものワークライフバランスが推進できるよう人員体制を確保することなど事業者に配慮を促すこと。	人権政策課	2	事業者における部署内の性別の偏りについては、「課題1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進」に基づく取組を通じて配慮を促していきます。 人員体制の確保については、「課題2-1仕事と生活の両立支援」の「施策の方向① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進」に含まれる内容として、事業者に対する啓発等を行います。
11	7	議会	メール	課題3-3「女性への暴力やハラスメントの根絶」について DV被害者に対して、一時保護から自立支援までワンストップで途切れのない支援と対応が可能な体制構築を目指すこと。また、相談員には専門的な知識と経験が必要であるため、窓口業務に携わる人材を育成せよ。そのために民間なども連携体制をとること。	人権政策課、 子ども家庭支援センター	2	配偶者等からの暴力に関する被害者支援については、本計画に基づき、体制整備を含めて切れ目のない対応を行っていきます。また、そのために必要な人材育成についても、専門機関による研修等を活用し、対応の質を高められるよう努めます。
11	8	議会	メール	課題3-5「性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援」について 2022年度から東京都に導入される同性パートナーシップ制度を目黒区でも早急に実現し、目黒区人権に関する意識調査報告書の2番目にもあるよう、しっかりと制度を整備すること。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
11	9	議会	メール	課題1-5「防災における男女平等・共同参画の推進」の事業番号29～33について 避難所運営などにおいては、女性の視点と合わせて、性的少数者への配慮や外国人の人権も尊重し、多様性を認めるよう検討していくこと。	人権政策課、 防災課	3	避難所運営については、本計画に基づき、主に女性の視点を増やすことなどを通じて視点を多様化し、LGBTや外国人等の配慮が必要な方への対応についても検討して、可能なものから実現していきます。
11	10	議会	メール	課題3-5「性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援」の事業番号97～99について 性の多様性の理解促進などについて、相談・支援体制の構築には言わずもがな、個人の情報は徹底して守られるよう配慮を行うこと。	行政情報マネジメント課、 人権政策課	3	個人情報の取扱いについては、適正な管理を徹底していきます。
11	11	議会	メール	課題3-5の事業番号100「区営住宅などの入居要件拡充の取組」について 同性カップルなどの区営住宅等への入居については具体化し進めよ。	住宅課	2	区営住宅等の入居要件の拡充については、本計画に基づき関係所管と協議し、具体的な検討を進めてまいります。
11	12	議会	メール	課題4-1の事業番号105「男女平等・共同参画審議会の運営」について 推進体制を充実させるのであれば、当事者の声が反映される仕組みとして、審議会に当事者を加えよ。	人権政策課	3	男女平等・共同参画審議会の委員については、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に様々な形で関わる方々に委嘱しており、いずれの方も当事者であると認識しています。
11	13	議会	メール	課題3-4の事業番号88「相談事業の実施」について 性や健康に関する相談事業の窓口がしっかりとわかるように周知せよ。	人権政策課、 保健予防課、 碑文谷保健センター	3	計画事業を実施する中で、ご意見の趣旨を踏まえて周知に努めます。
11	14	議会	メール	課題3-4の事業番号89「学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進」について 教員に対して理解を進めるのは良いが、多忙な教員の状況をしっかりと考慮し、専門家と連携するなど支援を強化すること。また、教育については互いの性を尊重する人間関係を築くために科学的で包括的な性教育が必要であり、男女合わせて小学校から充実させよ。	教育指導課	4	区立学校・園では、小学校体育科や中学校保健体育科(保健分野)の内容に示されている性教育について養護教諭が直接児童・生徒に指導したり、助産師を講師に招聘して指導したりするなど、実態に応じて教員の負担の軽減を図りながら指導を行っています。 科学的で包括的な性教育とは、ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育のことと存じます。本ガイダンスに示されている内容については、現在、各学校で行っている各教科等の指導と関連した内容もございますが、学習指導要領に示されていない内容については、保護者の理解と了解を得る必要があり、各学校・園の教育課程に新たに組み込むことについては、今後の研究課題の一つであると認識しております。教育委員会といたしましては、まずは、学習指導要領等を踏まえた系統的・計画的な性教育を、着実に実施していくことが重要であると捉えており、各学校・園が、東京都教育委員会の「性教育の手引き」や目黒区教育委員会が作成した「教科等横断的な教育推進資料」などを活用しながら、自分の命を守ることや他者を尊重することの大切さに気付く、幼児期からの「性教育」の充実に向けた取組を支援してまいります。
11	15	議会	メール	課題3-4の事業番号90「性や健康に関する情報や学習機会の提供」について 学習機会の提供において、性感染症の正しい知識と適切な行動のための学習も加えよ。	人権政策課、 感染症対策課、 生涯学習課	3	ご意見の趣旨を踏まえて、本計画事業を通じて性や健康に関する情報や学習機会を提供する中で、性感染症についての正しい知識と適切な行動に関する内容も取り上げるよう努めます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
12	1	個人	メール	令和4年度の計画(素案)は現行の計画を拡充する、より具体的なものになっています。今年度の主な改定内容である「性の多様性(LGBT支援)」「防災における男女平等・共同参画」「男性の家事・育児・介護への参加促進」「あらゆる暴力の防止(セクハラ・女性への暴力の根絶)」を進めるには、従来から区で実施する“学びと実践”を更に充実させる(事業番号115のような委員活動の増設・オンデマンド/ハイブリッド講座・プログラム化し終了書を発行など)こと、また、“ジェンダー・バイアス”に配慮した多世代・多国籍の関心を引く、多様な手法や人材を活用した認知拡大が必要です。	人権政策課	2	ご意見の内容は、事業番号115の「男女平等・共同参画センター運営委員会の運営」や、男女平等・共同参画センターにおける各種講座等の具体的な実施方法に関するものであると考えます。そのため、ご意見に沿って、同運営委員会の活動及び開催講座の多様化や、「ジェンダー・バイアス」の観点を踏まえた意識啓発及び理解促進に取り組めます。
12	2	個人	メール	重点課題の4つである、「政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の促進」「仕事と生活の両立支援」「配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援」「区民、事業者等との連携」についても、これまで全く関心を持たなかった層に親しんでもらう仕組み作りが必要です。区民・事業者が、区の“支援・相談と学びの事業”にアクセスしやすい体制を整備し、協働することで課題の解決に向かうことができると考えます。	人権政策課	3	ご意見を踏まえて、計画事業の実施方法等を検討する中で、これまであまり関わる機会のなかった方々も含めて、幅広く本計画の重点課題に関する意識の浸透を図ります。さらに、区が実施する講座等や事業については、参加しやすい曜日や時間帯に設定し、アクセスのしやすさにも配慮します。
13	1	団体	メール	令和2年に目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例を改正施行され、令和2年8月には、「すべての人の性的指向と性自認(SOGI)が尊重されるパートナーシップ制度導入に関する陳情」が区議会において採択されている。陳情により目黒区内在住の同性カップルたちの抱える困難が可視化/顕在化してから既に1年以上経つが、今回の計画素案においても、まだ「支援の在り方の検討」とどまっていることが遺憾である。 2021年12月15日現在、同性パートナーシップ制度は139自治体で導入されており、東京都においても2022年度内の導入が検討されている。パートナーが同性であるというだけで困難を抱えている区内在住の同性カップルたちから制度を求める陳情が採択されてから1年以上経過し、その間に全国で同性パートナーシップ制度ならびにファミリーシップ制度導入が進んでいる現在においては、同性パートナーシップの公的承認やファミリーシップ制度等を含む、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消のための施策や取り組みを具体的に盛り込むことを検討願いたい。	人権政策課	3	ファミリーシップ制度を含むいわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。そのため、区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。 また、同制度以外の性的指向及び性自認に基づく困難等の解消のための施策については、本計画の課題3-5の各事業に基づき、ご意見の趣旨に沿って可能な取組を検討し、進めてまいります。
14	1	議会	メール	課題1-1の施策の方向「①審議会等への女性の参画拡大」について 男女平等について審議する男女平等・共同参画審議会においては男性比率を高めるよう努めよ。	人権政策課	3	男女平等・共同参画審議会における現在の構成は、委員総数15人中6人が男性であり、適正な範囲であると認識しています。今後も、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に規定する比率となるようにしていきます。
14	2	議会	メール	課題1-1の施策の方向「②女性職員のエンパワーメント支援」について 女性の管理職登用に関してはロールモデルが重要と考えられる。キャリア形成支援については女性同士でのメンター制度を設けることを検討せよ。	人事課	3	本区では、現行の女性職員活躍推進計画の取組として、メンター制度を設けており、引き続き女性職員のキャリア形成支援の取組を検討します。
14	3	議会	メール	課題2-3の事業番号51「自主保育グループの支援」について 「活動の場の提供や助言などの支援」とあるが、実際には区が周知に関してもチラシの配架や区報などでの支援をしているはずで、その部分も明文化されたい。	人権政策課、 子育て支援課	1	ご意見を踏まえて、情報発信についても事業概要に追記します。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	担当所管	対応区分	検討結果(対応等)
14	4	議会	メール	課題2-3の事業番号55「地域教育懇談会への支援」について 地域教育懇談会の幅広い周知と参加を求められたい。	生涯学習課	3	地域教育懇談会は、中学校区の住区、町会やPTA、青少年委員、民生児童委員等多岐にわたる分野の方々に構成されています。多くの方に関心を持っていただけるように、区ホームページ等を通じて活動内容を周知していきます。
14	5	議会	メール	課題2-4の事業番号63「生きがい支援事業の実施」について 老人いこいの家や老人クラブに関しては、アクティブシニアの増加もあり、60代では「老人」という言葉に抵抗感がある。今の時代に相応しい名称を考えてはいかがか。	高齢福祉課	4	「老人いこいの家」、「老人クラブ」の名称については、抵抗感を持たれている方がいらっしゃる一方で、愛着を持たれている方もいらっしゃいます。名称変更にあたっては、「親しみやすさ」「分かりやすさ」「時代への適合性」等幅広い視点からの検討を行っていく必要があると認識しています。
14	6	議会	メール	課題3-2の事業番号72「未然防止・早期発見のための啓発事業の実施」について 啓発や自発的な相談を促すだけでなく、地域コミュニティへの巻き込みを考えることも重要ではないか。	人権政策課、子ども家庭支援センター	3	本計画に基づく啓発事業等の実施を通じて、配偶者等からの暴力に関する問題意識の区民への浸透を図り、地域コミュニティからの通報等につなげていきたいと考えています。
14	7	議会	メール	課題3-4の施策の方向「①リプロダクティブヘルス/ライツ(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利)の理解促進」について ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育を先駆的に進めるよう検討せよ。	教育指導課	4	ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育に示されている内容については、現在、各学校で行っている各教科等の指導と関連した内容もございますが、学習指導要領に示されていない内容については、保護者の理解と了解を得る必要があり、各学校・園の教育課程に新たに組み込むことについては、今後の研究課題の一つであると認識しております。教育委員会としましては、まずは、学習指導要領等を踏まえた系統的・計画的な性教育を、着実に実施していくことが重要であると捉えており、各学校・園が、東京都教育委員会の「性教育の手引き」や目黒区教育委員会が作成した「教科等横断的な教育推進資料」などを活用しながら、自分の命を守ることや他者を尊重することの大切さに気付く、幼児期からの「性教育」の充実に向けた取組を支援してまいります。
14	8	議会	メール	課題3-5「性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援」について パートナーシップ制度について、東京都も来年度に進んでいくと聞く。目黒区でも進められたい。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。
14	9	議会	メール	課題4-1「計画の推進体制の強化」について 「男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書」は2,3年に1度にするなど、男女平等・共同参画センターの活用や、意識の啓発に注力されたい。	人権政策課	3	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に基づき年次報告を行うことは、同条例で定める社会づくりの推進の進捗管理や取組の見直しを行うという観点から必要であると考えております。 また、男女平等・共同参画センターの活用や区民等の意識啓発については、同センターにおいて創意工夫を重ね、更に注力していきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
15	1	個人	メール	同性パートナーシップ制度の陳情を出して1年以上経ちますが目黒区は何もしてくれません。東京都がパートナーシップ制度を作るのを待っているのでしょうか？区議会で可決されても何も進まないのは残念でしかありません。見えない弱い立場の人が頑張っているのに、何も進まない。足立区はLGBT差別発言が出たあとすぐにパートナーシップ制度が出来ました。人権課は何をしてるのでしょうか？目黒区に持ち家を買ってなければ引っ越したい気持ちでいっぱいです。目黒区で子育てしてる同性カップルもいます！	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。
16	1	個人	メール	同性パートナーシップ制度は139自治体で導入されています。性自認及び性自認に基づく行政的差別により、私のように同性のパートナーがいる区民は不正な差別と不利益を被っています。区内在住の同性カップルたちからパートナーシップ制度を求める陳情が採択されてから1年以上経過しました。同性パートナーシップの公的承認やファミリーシップ制度等を含む、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消のための施策や取り組みを具体的に盛り込んだ対策を検討して頂きたい。	人権政策課	3	ファミリーシップ制度を含むいわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ、検討を進めていきます。また、その他、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消のための施策については、本計画の課題3-5の各事業に基づき、ご意見の趣旨に沿って可能な取組を検討し、進めてまいります。
17	1	個人	メール	同性パートナーシップ制度につきまして、一年ほど前に導入を検討する為の決議がされたと思いますが、その後全く議論されていないように思えます。私は当事者ですが、一体何の決議だったのでしょうか？区議会で討議され、決議されたのに何も進んでいないというのは、人権を区として大事にしていけないと思わざるを得ません。進行状況を明らかにして頂きたくお願い致します。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。
18	1	団体	メール	目標3「人権と性の多様性が尊重される社会の形成」について 下から6行目の「性的指向や性自認が典型的ではない人」という表現はあまり適切でないように思います。「誰もが、ありのままの自分で生きていけるようにするためには、性的指向や性自認についての正しい知識を持ち、その在り方を尊重する意識を持つことが必要です。」などに変える方がよいと思います。	人権政策課	1	ご意見を踏まえて表現を修正します。なお、当該部分は、目標3のうち、課題3-5について説明している箇所ですので、どのような人を念頭に置いているかは、ある程度具体的に記載するべきであると考えています。
18	2	団体	メール	課題3-4「生涯を通じた包括的な健康支援」について 「身体的な特徴は男女で大きく異なり、典型的な男性や女性の特徴とは異なる場合もあります。」という表現はあまり適切でないように思います。削除してもよいかと思ひます。	人権政策課	1	ご指摘いただいた部分は、身体的な特徴が男女の違いによるもののみではない点を考慮した表現ですが、ご意見を踏まえて修正します。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
19	1	個人	メール	全国の地方自治体において同性パートナーシップ制度の導入が進み、私たちのふるさとである目黒区も、マイノリティにとってもより住みやすい場所にしたい、という強い思いから、勇気を出して声をあげ、制度を求める陳情をしました。採択され1年以上経過しても制度実現に至っておらず、数回問い合わせたものの、理解促進に勤めるといふ、具体策や私たちの思いを無下にす、体温のない回答には本当に残念でなりません。声をあげたのは数名かもしれませんが、その背後には同じ思いをした何人もの顔がいることを、ぜひ忘れないでください。みんな、見ています。目黒区がしたこと、言ったこと、しなかったこと。全て、後世に残ります。	人権政策課	3	いわゆる同性パートナーシップ制度については、同性カップル等であることを証明するための一方策であると考えています。また、同制度の在り方については区民の間にも様々な意見があり、性の多様性について広く理解促進を図りながら丁寧に検討するべきものであると認識しています。今改定では具体的な困難等の解消に向け同制度を検討することにも言及しています。区議会における陳情採択や同制度についての東京都の動向も踏まえ検討を進めていきます。
20	1	個人	メール	目標1「あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」について 男女平等意識の低下についての原因分析の必要性がある。固定的性的役割分担に反対する意識や、夫婦の男女家事・育児担当割合などの数字が改善されているにもかかわらず、以下中項目において、男女平等意識が年々顕著に低下していることを重く受け止めている。職場、地域、それぞれにおける男女平等意識が低下し続けている原因をしっかりと分析し、分析結果を公表いただきたい。どんなに継続的に施策を講じても、数値が悪くなる一方であるということは、根本原因の解明が不十分なため、是正につながる施策を打っていないということではないかと考える。	人権政策課	3	男女平等意識が低下していることについては、区民の問題意識の高まりや、社会問題に関する報道等が意識に影響している可能性もありますが、区長の付属機関である男女平等・共同参画審議会による事業評価における分析などを活用して、効果的な施策を検討してまいります。また、地域の活動や労働・雇用・職場、学校教育における男女平等意識については、今後も継続して区民意識を調査し、状況の把握に努めます。
20	2	個人	メール	課題1-1「政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進」について 指標とする「区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合」はいまだに目標の50%に程遠く横ばいであり、女性委員がいまゼロである付属機関が2つある。この項目については、原因は明確であり、施策が継続的に打たれてきたにもかかわらず改善が見られない。それだけ現場が硬直していて、施策に効果がないことは明らかであることから、女性の共同参画が必須である防災会議他、いくつかの審議会・委員会を選定し、女性比率を上げるためのクォーター制を導入すべきと考える。	政策企画課、 人権政策課	4	クォーター制は積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであると認識しています。社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識、偏見等に基づく格差の解消に向けて取り組む中で、効果と影響を見極めながら有効な施策を検討してまいります。
20	3	個人	メール	目黒区男女平等・共同参画審議会委員について 名簿に記載のある任期は平成30年6月以降であるが、学識経験者の中には相当の年数継続してこの任に当たっている委員が相当数いる。名簿には、委員の任期開始時期と就任期間も記載すべきと考える。 ジェンダーギャップなどの指数から見て、日本がこの分野では世界に立ち遅れていることから、他国からの学び、性別や年齢に拘らない思考、政策目標や区民の期待にどう答えるかという前向きな議論ができる人材が求められる。 長期的に固定化された今の任命制度に疑問を呈したい。	人権政策課	4	素案の男女平等・共同参画審議会委員名簿は、本計画の改定に関連する内容として、審議会答申の作成を含めて計画改定に関わった期間における任期を記載しています。 男女平等・共同参画審議会委員の委嘱については、専門的な視点や区民の多様な視点を取り入れることなどを念頭に置き、本計画に掲げる目標の達成に向けた施策の推進や区民の皆様の期待に応えられるよう、その在り方についても検討してまいります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	担当所管	対応区分	検討結果(対応等)
21	1	団体	メール	<p>課題1-5「防災における男女平等・共同参画の推進」について</p> <p>ここ最近、世界各地で大規模災害が発生している。日本においても、地震や、台風、大規模停電、など、未曾有の出来事に遭遇する。女性は、今まで防災や災害等に関して、決して男性に寄りかかってきたわけではないと思うが、社会の構造上、おもに、男性を中心に進められてきた感はある。</p> <p>しかし、この頃の災害を目にして、命は、まず自分で守ることが第一と考えなければいけないと改めて思う。それは、男性も、女性も、LGBTも一緒だと思う。</p> <p>目黒区の防災会議では、委員の女性割合が20%を下回っているとあるが、防災会議での女性委員を増やすにあたり、まず女性防災チームを編成してはどうか。男性は今までの固定的な性別役割分業の中で経験していると思う。しかし女性は、これまでの生活の中で、防災や災害に対して男性に、任せていた部分が多かったのでは。「自分の命は自分で守る」と思えば、子どもでも、高齢者でも、女性防災チームを編成して地域防災訓練等に加わる。その中から、防災会議に推薦できたらいいと思う。</p>	危機管理課、 防災課	3	<p>地域防災について、女性に限らずLGBTや外国人など多様な参加を促進していくことは重要であり、今回の計画では、特に女性の視点を増やしていく取組を重点的に掲げています。女性防災チームについては、今後、女性防災リーダーの育成など計画事業を実施する中で、ご提案も踏まえながら、検討していきます。</p> <p>なお、防災会議については、災害対策基本法及び目黒区防災会議条例において委員の構成が決められており、警察、消防、自衛隊その他の防災関係機関等から推薦された方々に委嘱しています。委員の推薦に当たっては、可能な範囲で女性の推薦を求めるなど、多様な委員構成となるよう努めていきます。</p>
21	2	団体	メール	<p>目標2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」について</p> <p>会社の退社時間を早めること。社会そのものが変わらないと、人手不足の折、共働きで子育て、介護は厳しい。退社時間ももっと早くならなければ。</p>	人権政策課	3	<p>退社時間を早くすることについては、事業者による取組の他、仕事の効率化に向けた働き方改革など、個人による取組も効果があると考えられます。本計画では、事業者及び個人のそれぞれに対する啓発や支援等の事業を盛り込んでいますので、ご意見の趣旨を踏まえて区ができる取組の実施に努めていきます。</p>
21	3	団体	メール	<p>目標2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」について</p> <p>男性の家事教室を会社に設けてはどうか。外部での教室以外に、会社で福利厚生的に家事教室を定期的には、ワーク・ライフ・バランスは、まずは会社が協力的でないと進まない。</p>	人権政策課	2	<p>ご意見の趣旨は、目標2において取り上げており、事業者の支援事業の実施や、「課題2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進」における各事業を実施する中で検討します。</p>
21	4	団体	メール	<p>目標2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」について</p> <p>介護支援の充実に関し、ヤングケアラーへの支援が大事である。家族の介護だからといって、子どもがすべき、という自己責任論的な事は、現在の社会環境では無理な事。アシスタントが必要。それは社会福祉で支援すべき。状況に応じてケアマネージャーを派遣する。</p>	福祉総合課、 子ども家庭支援センター	3	<p>相談窓口の周知に取り組むとともに、様々な福祉サービスの活用を図ってまいります。あわせて、福祉分野と子育て分野等の関係機関との連携を密にし、介護者の負担軽減に努めてまいります。</p>
21	5	団体	メール	<p>目標2「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」について</p> <p>ひとり親家庭についてもアシスタントが必要である。どこかに見守る目があると人は強いられるのではないか。コミュニケーションツールを使って見守ることも考えられる。</p>	子ども家庭支援センター	3	<p>母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に対する相談の実施や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施などを通じて、ひとり親家庭の生活の支援に努めていきます。</p>